

# 横須賀市報

号外第24号

発行日 横須賀市小川町11番地  
 毎月 横須賀市役所  
 編集兼 横須賀市長  
 10日 発行人 上地克明  
 25日 印刷所 有)宮村印刷所

## 目次

### 条例

- ◇横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例 ..... 1
- ◇横須賀市情報公開条例中一部改正 ..... 4
- ◇地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例中一部改正 ..... //

◇行政組織条例中一部改正.....	//
◇職員定年等条例等中一部改正.....	//
◇議会議員の議員報酬等に関する条例中一部改正.....	10
◇常勤特別職員給与条例中一部改正.....	//
◇職員給与条例等中一部改正.....	//
◇市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中一部改正 .....	22

## 本号で公布された条例のあらまし

### ○横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（条例第46号）

- 1 個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定める。
- 2 横須賀市個人情報保護条例は、廃止する。
- 3 施行期日 令和5年4月1日

### ○横須賀市情報公開条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 個人情報の保護に関する法律の改正及び横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、実施機関、諾否決定期限、横須賀市情報公開審査会等の規定を改める。
- 2 施行期日 令和5年4月1日

### ○地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 特定非営利活動法人産業クラスター研究会が行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする期間を更新する。

2 施行期日 公布の日（令和4年12月19日）

### ○行政組織条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 行政課題に対して、より機動的かつ効率的に取り組むため、1部を新設する。
- 2 ゼロカーボンの推進に関する事を経営企画部の事務分掌に加える。
- 3 施行期日 令和5年4月1日

### ○職員定年等条例等の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 地方公務員法の改正に伴い、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入し、及び必要な事項を定める。

2 施行期日 令和5年4月1日

### ○議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて、市議会議員に係る期末手当の支給割合を改める。
- 2 施行期日 令和5年4月1日。ただし、一部については、公布の日（令和4年12月19日）

### ○常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 特別職の国家公務員の給与改定の措置に準じて、常勤特別職員の期末手当の支給割合を改める。
- 2 施行期日 公布の日（令和4年12月19日）。ただし、一部については、令和5年4月1日

### ○職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第53号）

- 1 令和4年人事院勧告に準じて、本市一般職員及び一般職の任期付職員の給与を改定する。
- 2 地方公務員法の改正に伴い、職員の定年の引上げに関して必要な事項を定める。
- 3 施行期日 公布の日（令和4年12月19日）。ただし、一部については、令和5年4月1日から施行し、1については、令和4年4月1日から適用する。

### ○市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第54号）

- 1 本市一般職員の給与改定に伴い、本市教育職員の給与を改定する。
- 2 地方公務員法の改正に伴い、教育職員の定年の引上げに関して必要な事項を定める。
- 3 施行期日 公布の日（令和4年12月19日）。ただし、2については、令和5年4月1日から施行し、1については、令和4年4月1日から適用する。

## 条例

横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地克明

### 横須賀市条例第46号

#### 横須賀市個人情報の保護に関する法律施行条例

##### （趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

<p>第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。</p> <p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第3条 市の機関（市の法第2条第11項第2号に掲げる地方公共団体の機関をいう。以下同じ。）は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項（以下この条において「登録事項」という。）を記載した帳簿（以下「個人情報取扱事務登録簿」という。）を備え付けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 個人情報取扱事務の名称</li> <li>(2) 個人情報取扱事務の目的</li> <li>(3) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称</li> <li>(4) 個人情報取扱事務で取り扱う個人情報ファイルの名称 (法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務にあっては、当該個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルの名称)</li> <li>(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</li> </ul> <p>2 市の機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないときは、個人情報取扱事務を開始した日以後に登録することができる。</p> <p>3 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿の登録事項を変更したときは、速やかに当該登録事項の登録を変更しなければならない。</p> <p>4 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該登録を抹消しなければならない。</p> <p>5 市の機関は、法第75条の規定により個人情報ファイル簿を作成する個人情報取扱事務の登録事項に係る個人情報取扱事務登録簿の登録の内容が、当該個人情報ファイル簿の記載の内容と一致するものとなるよう努めなければならない。</p> <p>6 次に掲げる個人情報に係る登録事項は、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとし、取り扱う個人情報が次に掲げる個人情報のみである個人情報取扱事務については、個人情報取扱事務登録簿に登録することを要しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報</li> <li>(2) 本市又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員又は職員であった者に関する個人情報であって、専らその人事、給与、服務若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（市の機関が行う職員の採用試験に関する個人情報を含む。）</li> <li>(3) 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報</li> <li>(4) 1年以内に消去することとなる記録情報を記録する個人情報</li> <li>(5) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの</li> <li>(6) 市の機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報であって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの</li> <li>(7) 一般に入手し得る刊行物等から収集した個人情報</li> <li>(8) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの</li> </ul> <p>7 市の機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p>第4条 開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、市の機関は、事務処理上の困難</p>	<p>その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から前条に規定する期間内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかるわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</li> <li>(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限</li> </ul> <p>(開示請求に係る手数料)</p> <p>第6条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、法第87条第1項本文の規定による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第7条 訂正決定等は、訂正請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第91条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第8条 市の機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めることは、前条の規定にかかるわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</li> <li>(2) 訂正決定等をする期限</li> </ul> <p>(利用停止決定等の期限)</p> <p>第9条 利用停止決定等は、利用停止請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第99条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかるわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第10条 市の機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めることは、前条の規定にかかるわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</li> <li>(2) 利用停止決定等をする期限</li> </ul> <p>(横須賀市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)</p> <p>第11条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第19条第1項に規定する横須賀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に行うものとする。</p> <p>(調査権限等)</p> <p>第12条 横須賀市情報公開条例第20条から第24条までの規定は、</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

審査会の調査権限等、口頭意見陳述、意見書等の提出、委員による調査手続、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について準用する。この場合において、同条例第20条中「諮問実施機関」とあるのは「審査会に諮問した市の機関」と、同条例第1項前段及び第3項中「当該諾否決定に係る公文書」とあるのは「当該開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報」と、同条例第1項後段中「公文書の公開」とあるのは「保有個人情報の開示」と、同条例第3項中「記録されている」とあるのは「含まれている」と、同条例第22条の2中「公文書」とあるのは「保有個人情報」と、同条例第23条中「手続（第17条第1項に規定する諮問に係るものに限る。）」とあるのは「手続」と読み替えるものとする。（行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料）

第13条 法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 法第119条第4項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額
- (2) 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（横須賀市個人情報保護運営審議会）

第14条 次に掲げる事項を担任するため、本市に地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として、横須賀市個人情報保護運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- (1) 次に掲げる事項について諮問に応じ調査審議すること。  
ア この条例の改正（軽易なものを除く。）又は廃止に關すること。  
イ 法第66条第1項の規定により講じる措置の基準に關すること。  
ウ 市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則に關すること。  
エ 法又はこの条例の施行に係る重要事項に關すること。
- (2) 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定による市の機関からの意見の求めに対し、調査審議し、意見を述べること。
- (3) この条例の運用に関する報告を受け、必要に応じて意見を述べること。

2 審議会は、委員6人以内をもって組織する。

3 前項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

4 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（運用状況の公表）

第15条 市長は、毎年1回、市の機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめて公表するものとする。

（その他の事項）

第16条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に關する必要な事項は、市の機関が定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（関係条例の廃止）

2 横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号。

以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において旧条例第3条第2項、第14条第2項、第24条第3項、第25条第4項及び第26条第4項に規定する者に該当する者（以下この項において「守秘義務者」という。）がこれらの規定（旧条例第25条第4項に規定する者に該当する者にあっては、同項において準用する旧条例第24条第3項）により負う責務又は義務については、守秘義務者は、施行日以後もなお従前の例により負うものとする。

4 施行日前に旧条例第15条、第19条第1項若しくは同条例第2項若しくは第3項（これらの規定を旧条例第21条第2項において準用する場合を含む。）又は同条例第1項の規定による請求（次項において「旧条例請求」という。）がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 施行日前にされた実施機関（旧条例第2条第1項第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）の開示決定等（旧条例第15条の8第1項本文に規定する開示決定等をいう。）、訂正決定等（旧条例第19条の5第1項本文に規定する訂正決定等をいう。）若しくは利用停止決定等（旧条例第21条の5第1項本文に規定する利用停止決定等をいう。）又は施行日前にされた旧条例請求に係る実施機関の不作為に対する審査請求については、なお従前の例による。この場合において、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、旧条例第24条第1項に規定する横須賀市個人情報保護審査会に代えて審査会に諮問するものとし、審査会の調査権限等、口頭意見陳述、委員による調査手続、意見書等の提出、調査審議手続の非公開及び答申書の送付等について、旧条例第24条の2から第24条の7までの規定の例によるものとする。

6 施行日において旧条例第25条第1項第2号から第4号までに掲げる事項であって、同項に規定する横須賀市個人情報保護運営審議会の審議等が終了していないものがある場合は、当該事項を審議会が担任するものとする。

7 実施機関の職員（旧条例第2条第1項第2号に規定する実施機関の職員をいう。以下同じ。）若しくは実施機関の職員であった者、委託事務従事者（旧条例第14条第2項に規定する委託事務従事者をいう。以下同じ。）若しくは委託事務従事者であった者又は指定管理者業務従事者若しくは指定管理者業務従事者であった者が、正当な理由がないのに、施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第1項第11号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

8 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において実施機関が保有していた旧条例第2条第1項第7号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

9 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で施行日前において実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を施行日以後に収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 偽りその他不正の手段により、旧条例第15条の7第1項の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を施行日以後に受けた者は、5万円以下の過料に処する。

11 指定管理者（旧条例第26条第1項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）若しくは受託者の代表者又は指定管理者若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者が、その管理の業務又は委託事務に関して附則第7項又は第8項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その指定管理者又は受託者に対しても当該各項の罰金刑を科する。

12 前5項の規定は、本市の区域外にある者に対しても適用す

る。

13 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(関係条例の改正)

14 横須賀市地域で支える条例（平成25年横須賀市条例第87号）の一部を次のように改正する。

第9条第9号後段中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

15 横須賀市男女共同参画及び多様な性を尊重する社会実現のための条例（平成13年横須賀市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項後段中「横須賀市個人情報保護条例（平成5年横須賀市条例第4号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第14条第1項中「横須賀市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改める。

横須賀市情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

#### 横須賀市条例第47号

横須賀市情報公開条例の一部を改正する条例

横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第2条第1号中「上下水道事業管理者」の次に「、消防長（消防署を含む。）」を加える。

第7条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号

第11条第1項本文中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第4項前段中「当該公開請求があった日から起算して60日を限度として期間を」を「同項に規定する期間を45日以内に限り」に改め、同条第5項各号列記以外の部分中「起算して60日以内にそのすべて」を「第1項及び前項に規定する期間内にその全て」に改め、同項第1号中「公開請求のすべてについて60日以内に諸否決定をしない旨」を「この項の規定を適用する旨」に改め、同項第2号中「60日以内に諸否決定をしない」を「残りの」に改める。

「第2節 情報公開審査会」を「第2節 情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第19条第1項各号列記以外の部分中「横須賀市情報公開審査会」を「横須賀市情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同項第1号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ、審議し、及び答申すること。

第22条の次に次の1条を加える。

(委員による調査手続)

第22条の2 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に第20条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第21条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

#### 横須賀市条例第48号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を定める条例（平成24年横須賀市条例第48号）の一部を次のように改正する。

特定非営利活動法人産業クラスター研究会の項中「令和4年12月31日」を「令和9年12月31日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~  
行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

#### 横須賀市条例第49号

行政組織条例の一部を改正する条例

行政組織条例（昭和44年横須賀市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項に次の1号を加える。

(5) 港湾部

第2条経営企画部の部第3号を同部第4号とし、同部第2号を同部第3号とし、同部第1号の次に次の1号を加える。

(2) ゼロカーボンの推進に関すること。

第2条地域支援部の部第3号中「地域安全」を「防犯」に改め、同部第5号中「及び計量」を削り、同条建設部の部第5号を削り、同部第4号を同部第5号とし、同部第3号を同部第4号とし、同部第2号を同部第3号とし、同部第1号の次に次の1号を加える。

(2) 交通安全に関すること。

第2条建設部の部の次に次のように加える。

港湾部

(1) 港湾及び漁港に関すること。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
職員定年等条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

#### 横須賀市条例第50号

職員定年等条例等の一部を改正する条例

(職員定年等条例の一部改正)

第1条 職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条—第4条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第5条—第10条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第11条）

第5章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第28条の2第1項から第3項まで、第28条の3、第28条の4第1項から第3項まで、第28条の5及び第28条の6」を「第22条の4第1項及び第2項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に、「について」を「関し必要な事項を」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第2条本文中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を

削る。

第3条中「3月31日」の次に「(以下「定年退職日」という。)」を加える。

第4条第1項各号列記以外の部分中「その職員の職務が次の各号のいずれかの事由に該当すると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その職員に」を「当該職員に」に、「その職員を当該職務」を「当該職員を当該定年退職日において従事している職務」に、「引き続いて」を「、引き続き」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第5条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて任命権者の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その職員」を「当該職員」に改め、「より」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その業務」を「当該業務」に、「その職員」を「当該職員」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項本文中「規定により定めた」を削り、「前項に規定する」を「前項各号に掲げる」に、「存すると認められる十分な理由があるときは、1年」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年」に改め、同項ただし書中「その期限」を「当該期限」に、「その職員」を「当該職員」に改め、「定年退職日」の次に「(同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「規定により定めた」を削り、「第1項に規定する事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職の期日を定めることができる」を「期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、任命権者が定める。

第5条から第7条までを削る。

本則に次の3章を加える。

### 第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）第18条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職（保健所その他任命権者が指定する施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）、市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）第3条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職及び上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年横須賀市条例第51号）第11条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第6条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第7条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第9条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において単に「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上の状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第8条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるとときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
  - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として

規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第9条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第10条 任命権者は、第8条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

#### 第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第11条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

#### 第5章 雜則

(その他の事項)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則第4項を削り、附則に次の3項を加える。

(定年に関する経過措置)

4 令和5年4月1日から令和13年3月31までの間ににおける第2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで   | 61年 |
| 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで   | 62年 |
| 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで  | 63年 |
| 令和11年4月1日から令和13年3月31日まで | 64年 |

5 職員定年等条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第50号)第1条の規定による改正前の第2条ただし書に規定する者に相当する職員の定年についての第2条の規定の適用については、前項の規定は、適用しない。(情報の提供及び勤務の意思の確認)

6 任命権者は、当分の間、職員(臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。)を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(横須賀市人事行政の運営の状況等の公表に関する条例の一部改正)

第2条 横須賀市人事行政の運営の状況等の公表に関する条例(平成17年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(横須賀市職員の降給に関する条例の一部改正)

第3条 横須賀市職員の降給に関する条例(平成28年横須賀市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに地方公務員法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「された」を「により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「とき」を「場合」に改める。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年横須賀市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条中「6月以下」の次に「の期間、その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第5条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年横須賀市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 職員定年等条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項から第4項までの規定により

延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)  
第6条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年横須賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項第1号中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項」に改め、同項第4号中「(昭和58年横須賀市条例第4号)」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。  
(5) 職員定年等条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)  
第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)の一部を次のように改正する。  
第2条第2項中「地方公務員法第28条の5第1項」を「職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)  
第8条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年横須賀市条例第6号)の一部を次のように改正する。  
第2条第4号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。  
(3) 職員定年等条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員  
第10条第1項中「地方公務員法第28条の5第1項」を「職員定年等条例第11条」に、「同条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に改める。  
(市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例の一部改正)  
第9条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等特別措置条例(昭和46年横須賀市条例第51号)の一部を次のように改正する。  
第5条第3項中「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条の規定により採用された」に改める。  
(職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)  
第10条 職員特殊勤務手当支給条例(昭和28年横須賀市条例第37号)の一部を次のように改正する。  
第2条本文中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。  
(横須賀市旅費支給条例の一部改正)  
第11条 横須賀市旅費支給条例(昭和22年横須賀市条例第19号)の一部を次のように改正する。  
第1条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。  
(市内出張旅費支給条例の一部改正)  
第12条 市内出張旅費支給条例(昭和26年横須賀市条例第29号)の一部を次のように改正する。  
第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。  
(職員退職手当条例の一部改正)  
第13条 職員退職手当条例(昭和30年横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。  
第2条第1項中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は」を削る。  
第3条第1項各号列記以外の部分中「同じ」を「「退職日給料月額」という」に改める。  
第4条各号列記以外の部分、第5条第1項各号列記以外の部分及び同条第3項中「その者の給料月額」を「退職日給料月額」に改める。  
第5条の次に次の1条を加える。  
(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)  
第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。  
(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額  
(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額  
ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合  
イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合  
2 前項に規定する「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び同条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第11条第1項若しくは第13条第1項の規定により一般の退職手当等(一般的の退職手当及び第8条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般的の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間(これらに係る退職の日に職員、第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。  
(1) 職員としての引き続いた在職期間  
(2) 第7条第5項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間又は同項に規定する再び職員となった者の同項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間  
第6条中「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改める。  
第6条の2第1項各号列記以外の部分中「第10条第2項」を「第5条の2第2項」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「除く。以下」を「除く。第7条第4項において」に改め、「額(以下)の次に「この項及び第4項において」を加える。  
第7条第5項中「後引き続いて」の次に「再び」を加える。

第10条第2項を削る。

第13条第1項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第14条第1項各号列記以外の部分中「にあっては」を「には」に改め、同項第2号及び第3号中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に改める。

第16条第1項中「この条において同じ」を「この項から第6項までにおいて同じ」に、「にあっては」を「には」に改め、同條第2項から第4項までの規定中「にあっては」を「には」に改め、同條第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあっては」を「には」に改める。

附則に、次の5項を加える。

10 当分の間、第5条第1項の規定は、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同條第1項中「又は第5条第1項」とあるのは、「、第5条第1項又は附則第10項」とする。

11 前項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

(1) 職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）第1条の規定による改正前の職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第2条ただし書に規定する者に相当する職員

(2) 給与その他の待遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員

12 職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）附則第39項及び市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（昭和30年横須賀市条例第16号）附則第7項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

13 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定（規則で定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。

14 職員給与条例附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料を支給される職員に対する第5条の2第1項の規定の適用については、同項第2号列記以外の部分及び同号ア中「退職日給料月額」とあるのは、「退職日給料月額と職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）附則第41項、第43項又は第44項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

（上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第14条 上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年横須賀市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第20条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項」を「職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第21項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員定年等条例（以下「旧定年等条例」という。）第4条第1項又は第2項の規

定により勤務することとされ、かつ、旧定年等条例勤務延長期限（同條第1項の期限又は同條第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年等条例勤務延長職員」という。）について、旧定年等条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員定年等条例（以下「新定年等条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年等条例勤務延長職員に係る旧定年等条例第3条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年（新定年等条例第2条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年（旧定年等条例第2条に規定する定年をいう。以下同じ。）を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年等条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年）に達している職員（当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

4 新定年等条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第11項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年等条例第3条の規定により退職した者

(2) 旧定年等条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項又は第11項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。）をされたことがある者

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年等条例第3条の規定により退職した者  
 (2) 施行日以後に新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者  
 (3) 施行日以後に新定年等条例第11条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者  
 (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者  
 (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 8 暫定再任用職員（附則第5項、第6項、第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。以下この項、次項、附則第25項、第28項及び第29項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならぬ。
- 10 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年等条例第11条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 令和4年3月31までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務をする職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。附則第20項において同じ。）に達している者（新定年等条例第11条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
- 13 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年等条例第2条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 15 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
  - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 16 令和3年改正法附則第4条及び第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。
- 17 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第19項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
  - (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。
- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。
- 20 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年等条例第11条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める者）を、新定年等条例第11条の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員（以下この項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 21 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。
- 22 暫定再任用短時間勤務職員（附則第10項又は第11項の規定により採用された職員をいう。附則第26項及び第27項において同じ。）については、第2条の規定による改正後の横須賀市人事行政の運営の状況等の公表に関する条例第3条第1号に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。
- 23 職員給与条例附則第39項の規定の適用を受ける職員に対する

る第3条の規定による改正後の横須賀市職員の降給に関する条例（次項において「改正後の降給条例」という。）第2条の規定の適用については、当分の間、同条中「とする」とあるのは、「並びに職員給与条例附則第39項の規定による降給とする」とする。

24 改正後の降給条例第5条の規定は、職員給与条例附則第39項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則の規定により、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

25 暫定再任用職員については、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第2条第2項第1号に規定する職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用される職員とみなして、改正後の条例の規定を適用する。

26 暫定再任用短時間勤務職員については、第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

27 暫定再任用短時間勤務職員については、第8条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第10条第1項に規定する職員定年等条例第11条の規定により採用された職員とみなして、同項の規定を適用する。

28 暫定再任用職員に対する第13条の規定による改正後の職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「を除く」とあるのは、「及び職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則第8項に規定する暫定再任用職員を除く」とする。

29 暫定再任用職員に対する第14条の規定による改正後の上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第20条の規定の適用については、同条中「又は」とあるのは「若しくは」と、「職員には」とあるのは「職員又は職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号）附則第8項に規定する暫定再任用職員には」とする。

~~~~~

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

**横須賀市条例第51号**

議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和21年横須賀市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「100分の162.5」を「100分の165」に改める。

附則第3項を次のように改める。

3 令和4年12月に支給する期末手当に関する第3条第2項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「100分の162.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正前の議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支払われた令和4年12月に支給する期末手当は、改正後の議会議員の議員報酬等に関する条例の規定による令和4年12月に支給する期末手当の内払いとみなす。

~~~~~

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

**横須賀市条例第52号**

常勤特別職員給与条例の一部を改正する条例

常勤特別職員給与条例（昭和39年横須賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項各号列記以外の部分中「100分の160」を「100分の165」に改める。

附則中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 令和4年12月に支給する期末手当に関する第3条第3項の規定の適用については、同項中「100分の160」とあるのは「100分の170」とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 改正前の常勤特別職員給与条例の規定に基づいて支払われた令和4年12月に支給する期末手当は、改正後の常勤特別職員給与条例の規定による令和4年12月に支給する期末手当の内払いとみなす。

~~~~~

職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

**横須賀市条例第53号**

職員給与条例等の一部を改正する条例

（職員給与条例の一部改正）

第1条 職員給与条例（昭和26年横須賀市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条の6第2項後段中「加算した額に、」の次に「6月に支給する場合においては」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合においては100分の105（再任用職員にあっては100分の50）」を加え、「100分の115」を「、6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の125」に改める。

附則第12項の表中「185,400」を「188,400」に、「187,000」を「190,000」に、「188,700」を「191,700」に、「190,300」を「193,300」に、「191,900」を「194,900」に、「193,500」を「196,500」に、「195,200」を「198,200」に、「196,900」を「199,900」に、「198,600」を「201,600」に、「200,400」を「203,400」に、「202,100」を「205,100」に、「203,900」を「206,900」に、「205,400」を「208,400」に、「207,100」を「210,100」に、「208,800」を「211,800」に、「210,500」を「213,500」に、「212,000」を「215,000」に、「213,800」を「216,800」に、「215,500」を「218,500」に、「217,300」を「220,300」に、「218,800」を「221,700」に、「220,400」を「223,300」に、「221,900」を「224,800」に、「223,400」を「226,200」に、「224,900」を「227,600」に、「226,500」を「229,100」に、「227,900」を「230,500」に、「229,400」を「231,900」に、「230,600」を「233,100」に、「231,900」を「234,400」に、「233,200」を「235,600」に、「234,300」を「236,700」に、「235,700」を「238,100」に、「236,900」を「239,100」に、「237,800」を「240,000」に、「239,000」を「241,000」に、「240,200」を「242,000」に、「241,300」を「243,000」に、「242,500」を「243,900」に、「243,600」を「244,700」に、「244,400」を「245,500」に、「245,600」を「246,700」に、「246,800」を「247,900」に、「248,100」を「249,200」に、「249,600」を「250,600」に、「250,900」を「251,900」に、「252,200」を「253,200」に、「253,400」を「254,400」に、「254,500」を「255,400」に、「255,700」を「256,600」に、「257,000」を「257,900」に、「258,100」を「259,000」に、「259,100」を「260,000」に改める。

附則第37項の表を次のように改める。

令和2年度前労務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	147,100	176,400	240,900	267,300	291,700

	2	148,100	178,900	242,800	269,000	293,800
	3	149,100	181,400	244,400	270,400	296,000
	4	150,100	183,900	245,900	272,100	298,000
	5	151,100	186,400	247,100	273,700	299,800
	6	152,200	188,100	248,600	275,600	301,800
	7	153,400	189,600	250,300	277,500	303,600
	8	154,500	191,300	251,700	279,500	305,200
	9	155,600	192,800	253,100	281,400	307,100
	10	156,700	194,400	254,600	283,300	309,400
	11	157,800	196,200	255,800	285,400	311,600
	12	158,900	197,900	257,300	287,300	313,900
	13	160,000	199,500	258,900	289,200	316,000
	14	161,400	201,200	260,100	291,100	318,100
	15	162,700	203,000	261,500	292,600	320,300
	16	164,000	204,800	263,300	294,100	322,400
	17	165,300	206,400	264,900	295,900	324,300
	18	166,800	208,200	266,600	297,700	326,300
	19	168,300	209,900	268,400	299,700	328,300
	20	169,900	211,700	270,000	301,500	330,300
	21	171,000	213,400	271,900	303,400	332,000
	22	172,400	215,200	273,800	305,500	334,100
	23	173,800	217,000	275,700	307,500	336,100
	24	175,200	218,800	277,200	309,600	338,200
	25	176,500	220,200	279,200	311,300	339,600
	26	179,000	222,000	281,100	313,400	341,500
	27	181,500	223,700	283,000	315,400	343,400
	28	184,000	225,500	284,600	317,400	345,300
	29	186,400	227,100	286,000	319,100	346,900
	30	188,100	228,800	287,800	321,100	348,800
	31	189,700	230,400	289,700	323,200	350,700
	32	191,400	231,900	291,800	325,300	352,500
	33	192,800	233,700	293,500	326,500	354,400
	34	194,500	235,700	295,500	328,500	356,200
	35	196,300	237,600	297,300	330,400	358,000
	36	198,000	239,500	299,300	332,500	359,700
	37	199,500	241,300	301,100	334,400	361,100
	38	201,200	242,900	303,000	336,300	362,400
	39	203,000	244,400	304,800	338,300	363,800
	40	204,800	245,900	306,700	340,200	365,200
	41	206,400	247,000	308,600	342,100	366,500
	42	208,200	248,500	310,500	344,000	367,400
	43	209,900	250,000	312,300	345,800	368,500
	44	211,700	251,400	314,300	347,700	369,600
	45	213,400	252,800	315,600	349,200	370,400
	46	215,200	254,100	317,500	350,600	371,300
	47	217,000	255,300	319,400	352,100	372,200
	48	218,800	256,500	321,200	353,600	373,100
	49	220,100	257,800	323,000	355,200	374,000
	50	221,900	259,200	324,700	356,000	374,800
	51	223,600	260,600	326,300	357,200	375,600
	52	225,400	262,100	327,900	358,200	376,400
	53	227,000	263,700	329,400	359,100	377,100
	54	228,700	265,400	330,400	360,200	377,800

	55	230,300	267,100	331,500	361,100	378,500
	56	231,800	268,600	332,600	362,200	379,200
	57	233,100	270,300	333,700	363,100	379,700
	58	234,700	272,200	334,700	363,800	380,300
	59	236,200	273,800	335,600	364,500	380,900
	60	237,700	275,500	336,600	365,200	381,600
	61	238,800	277,100	337,500	365,600	382,000
	62	240,200	278,900	338,500	366,200	382,700
	63	241,500	280,700	339,500	366,900	383,300
	64	242,700	282,200	340,300	367,600	383,900
	65	244,000	283,400	341,000	367,900	384,300
	66	245,000	285,100	341,700	368,600	384,900
	67	245,900	286,700	342,300	369,300	385,500
	68	246,900	288,400	343,000	370,000	386,100
	69	248,000	290,000	343,800	370,300	386,500
	70	249,000	291,700	344,500	370,900	387,000
	71	249,900	293,500	345,100	371,600	387,500
	72	250,800	295,300	345,700	372,200	388,100
再任用職員以外の職員	73	251,700	296,800	346,000	372,500	388,400
	74	253,000	298,500	346,700	373,100	388,800
	75	254,300	300,000	347,400	373,800	389,200
	76	255,700	301,600	348,100	374,400	389,600
	77	257,000	303,200	348,700	374,800	389,900
	78	258,300	304,900	349,300	375,300	390,200
	79	259,600	306,500	349,900	375,900	390,500
	80	260,800	308,200	350,400	376,400	390,800
	81	261,900	309,100	351,100	376,900	391,000
	82	263,100	310,600	351,700	377,500	391,300
	83	264,400	312,100	352,300	378,000	391,600
	84	265,500	313,700	352,900	378,300	391,800
	85	266,600	315,300	353,500	378,700	392,000
	86		316,900	354,000	379,200	392,300
	87		318,500	354,600	379,600	392,600
	88		320,000	355,100	380,000	392,800
	89		321,500	355,600	380,400	393,000
	90		322,700	356,200	380,900	393,300
	91		323,900	356,800	381,300	393,600
	92		325,100	357,400	381,700	393,800
	93		325,800	357,700	382,000	394,000
	94		326,700	358,300	382,300	394,300
	95		327,500	358,900	382,600	394,600
	96		328,300	359,400	382,900	394,800
	97		329,200	359,900	383,200	395,000
	98		329,600	360,400	383,500	395,300
	99		330,300	361,000	383,800	395,600
	100		331,100	361,600	384,100	395,800
	101		331,900	362,100	384,400	396,000
	102		332,600	362,600	384,700	
	103		333,300	363,100	385,000	
	104		334,000	363,600	385,300	
	105		334,500	364,200	385,600	
	106		335,100	364,600		
	107		335,600	365,100		

	108		336,200	365,600			
	109		336,500	366,200			
	110		337,000	366,700			
	111		337,400	367,100			
	112		337,900	367,600			
	113		338,300	368,200			
	114		338,800	368,700			
	115		339,300	369,200			
	116		339,800	369,500			
	117		340,100	369,900			
	118		340,500				
	119		341,000				
	120		341,400				
	121		341,700				
	122		342,100				
	123		342,600				
	124		343,000				
	125		343,200				
	126		343,600				
	127		344,100				
	128		344,500				
	129		344,600				
	130		345,100				
	131		345,500				
	132		345,800				
	133		346,100				
	134		346,500				
	135		346,900				
	136		347,300				
	137		347,800				
	138		348,200				
	139		348,600				
	140		349,000				
	141		349,500				
	142		349,900				
	143		350,200				
	144		350,500				
	145		351,000				
再任用職員		187,700	215,200	255,200	255,200	274,600	

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

## 一 般 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
	1	147,100	176,400	267,300	291,700	320,200	334,800	325,700	459,400
	2	148,100	178,900	269,000	293,800	322,400	337,200	328,400	462,500
	3	149,100	181,400	270,400	296,000	324,700	339,700	331,100	465,500
	4	150,100	183,900	272,100	298,000	326,900	342,100	333,800	468,500
	5	151,100	186,400	273,700	299,800	329,100	344,500	336,400	471,500
	6	152,200	188,100	275,600	301,800	331,100	346,900	339,100	474,500
	7	153,400	189,600	277,500	303,600	333,300	349,400	341,800	477,500

	8	154,500	191,300	279,500	305,200	335,500	351,800	344,600	480,600
	9	155,600	192,800	281,400	307,100	337,400	354,200	347,200	483,300
	10	156,700	194,400	283,300	309,400	339,600	356,600	349,900	486,400
	11	157,800	196,200	285,400	311,600	341,600	359,100	352,600	489,400
	12	158,900	197,900	287,300	313,900	343,800	361,600	355,400	492,500
	13	160,000	199,500	289,200	316,000	345,600	363,800	358,000	495,200
	14	161,400	201,200	291,100	318,100	347,600	366,400	360,800	497,500
	15	162,700	203,000	292,600	320,300	349,600	368,900	363,500	499,800
	16	164,000	204,800	294,100	322,400	351,600	371,500	366,300	502,100
	17	165,300	206,400	295,900	324,300	353,300	373,300	368,900	504,200
	18	166,800	208,200	297,700	326,300	355,300	375,800	371,700	505,600
	19	168,300	209,900	299,700	328,300	357,100	378,100	374,300	507,100
	20	169,900	211,700	301,500	330,300	359,000	380,600	377,100	508,500
	21	171,000	213,400	303,400	332,000	360,900	383,100	379,600	509,700
	22	172,400	215,200	305,500	334,100	362,800	385,800	382,200	511,100
	23	173,800	217,000	307,500	336,100	364,800	388,400	384,700	512,600
	24	175,200	218,800	309,600	338,200	366,700	391,100	387,300	514,100
	25	176,500	220,200	311,300	339,600	368,700	393,500	389,600	515,200
	26	179,000	222,000	313,400	341,500	370,600	395,800	392,100	516,300
	27	181,500	223,700	315,400	343,400	372,600	398,000	394,500	517,500
	28	184,000	225,500	317,400	345,300	374,600	400,400	397,000	518,700
	29	186,400	227,100	319,100	346,900	376,100	402,200	399,400	519,700
	30	188,100	228,800	321,100	348,800	377,900	404,200	402,000	520,600
	31	189,700	230,400	323,200	350,700	379,700	406,100	404,400	521,500
	32	191,400	231,900	325,300	352,500	381,300	407,900	406,800	522,400
	33	192,800	233,700	326,500	354,400	383,100	409,800	409,100	523,200
	34	194,500	235,700	328,500	356,200	384,500	411,600	411,500	524,100
	35	196,300	237,600	330,400	358,000	386,000	413,400	414,000	524,800
	36	198,000	239,500	332,500	359,700	387,600	415,300	416,400	525,300
	37	199,500	241,300	334,400	361,100	389,000	417,100	418,300	526,000
	38	201,200	242,900	336,300	362,400	390,200	418,600	420,600	526,600
	39	203,000	244,400	338,300	363,800	391,400	420,100	422,700	527,400
	40	204,800	245,900	340,200	365,200	392,500	421,700	424,900	528,000
	41	206,400	247,000	342,100	366,500	393,600	423,300	426,900	528,500
	42	208,200	248,500	344,000	367,400	394,800	424,600	429,000	
	43	209,900	250,000	345,800	368,500	396,000	425,900	431,100	
	44	211,700	251,400	347,700	369,600	397,100	427,100	433,200	
	45	213,400	252,800	349,200	370,400	397,800	428,300	434,900	
	46	215,200	254,100	350,600	371,300	398,500	429,600	436,700	
	47	217,000	255,300	352,100	372,200	399,200	430,900	438,700	
	48	218,800	256,500	353,600	373,100	399,900	432,100	440,700	
	49	220,100	257,800	355,200	374,000	400,500	433,300	442,600	
	50	221,900	259,200	356,000	374,800	401,100	434,100	444,400	
	51	223,600	260,600	357,200	375,600	401,600	434,900	446,200	
	52	225,400	262,100	358,200	376,400	402,000	435,700	447,900	
再任用職員以外の職員	53	227,000	263,700	359,100	377,100	402,400	436,300	449,700	
	54	228,700	265,400	360,200	377,800	402,700	437,000	451,200	
	55	230,300	267,100	361,100	378,500	403,000	437,700	452,600	
	56	231,800	268,600	362,200	379,200	403,300	438,400	454,100	
	57	233,100	270,300	363,100	379,700	403,600	439,200	455,500	
	58	234,700	272,200	363,800	380,300	403,900	440,000	456,800	
	59	236,200	273,800	364,500	380,900	404,200	440,400	458,100	
	60	237,700	275,500	365,200	381,600	404,500	441,100	459,300	

61	238,800	277,100	365,600	382,000	404,800	441,600	460,300		
62	240,200	278,900	366,200	382,700	405,100	442,000	461,000		
63	241,500	280,700	366,900	383,300	405,400	442,400	461,800		
64	242,700	282,200	367,600	383,900	405,700	442,800	462,500		
65	244,000	283,400	367,900	384,300	406,000	443,200	463,200		
66	245,000	285,100	368,600	384,900	406,300	443,600	464,000		
67	245,900	286,700	369,300	385,500	406,600	444,000	464,700		
68	246,900	288,400	370,000	386,100	406,900	444,300	465,300		
69	248,000	290,000	370,300	386,500	407,100	444,600	465,800		
70	249,000	291,700	370,900	387,000	407,400	445,000	466,400		
71	249,900	293,500	371,600	387,500	407,700	445,300	467,000		
72	250,800	295,300	372,200	388,100	408,000	445,600	467,600		
73	251,700	296,800	372,500	388,400	408,200	445,900	468,100		
74	253,000	298,500	373,100	388,800	408,500	446,200	468,600		
75	254,300	300,000	373,800	389,200	408,800	446,500	469,000		
76	255,700	301,600	374,400	389,600	409,000	446,800	469,300		
77	257,000	303,200	374,800	389,900	409,200	447,100	469,600		
78	258,300	304,900	375,300	390,200	409,500	447,400	469,900		
79	259,600	306,500	375,900	390,500	409,800	447,700	470,200		
80	260,800	308,200	376,400	390,800	410,000	448,000	470,500		
81	261,900	309,100	376,900	391,000	410,200	448,300	470,800		
82	263,100	310,600	377,500	391,300	410,500	448,600	471,100		
83	264,400	312,100	378,000	391,600	410,800	448,900	471,400		
84	265,500	313,700	378,300	391,800	411,000	449,200	471,700		
85	266,600	315,300	378,700	392,000	411,200	449,500	472,000		
86		316,900	379,200	392,300	411,500	449,800	472,300		
87		318,500	379,600	392,600	411,800	450,100	472,600		
88		320,000	380,000	392,800	412,000	450,400	472,900		
89		321,500	380,400	393,000	412,200	450,700	473,200		
90		322,700	380,900	393,300	412,500		473,500		
91		323,900	381,300	393,600	412,800		473,800		
92		325,100	381,700	393,800	413,000		474,100		
93		325,800	382,000	394,000	413,200		474,400		
94		326,700	382,300	394,300	413,500				
95		327,500	382,600	394,600	413,800				
96		328,300	382,900	394,800	414,000				
97		329,200	383,200	395,000	414,200				
98		329,600	383,500	395,300					
99		330,300	383,800	395,600					
100		331,100	384,100	395,800					
101		331,900	384,400	396,000					
102		332,600	384,700						
103		333,300	385,000						
104		334,000	385,300						
105		334,500	385,600						
106		335,100							
107		335,600							
108		336,200							
109		336,500							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第4条関係）

## 労 務 職 給 料 表

職員の区分 号給	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	136,200	187,400	208,500	254,100	281,000
	2	137,100	188,700	209,700	255,300	282,900
	3	138,100	190,100	211,100	256,300	284,500
	4	139,000	191,300	212,300	257,400	286,200
	5	140,000	192,300	213,600	258,300	287,900
	6	141,000	193,800	215,000	259,300	289,400
	7	142,000	195,200	216,400	260,400	290,600
	8	143,000	196,500	217,800	261,300	291,800
	9	143,800	197,900	219,100	262,200	293,300
	10	144,800	198,900	220,700	262,900	295,100
	11	145,800	200,200	222,300	263,800	296,800
	12	146,900	201,200	223,700	264,700	298,600
	13	147,700	202,400	224,900	265,700	300,000
	14	148,700	203,500	226,400	266,700	301,700
	15	149,800	204,600	227,900	267,600	303,300
	16	150,800	205,700	229,200	268,500	304,800
	17	151,900	206,600	230,000	269,400	306,300
	18	153,300	207,700	230,700	270,500	307,900
	19	154,500	208,700	231,600	271,500	309,500
	20	155,700	209,700	232,600	272,300	311,200
	21	156,800	210,600	233,200	273,200	312,200
	22	158,000	211,700	234,700	274,100	313,600
	23	159,200	212,800	236,000	275,100	315,000
	24	160,400	213,700	237,000	275,900	316,500
	25	161,500	214,600	238,300	276,500	317,600
	26	163,000	215,500	239,500	277,300	319,100
	27	164,500	216,200	240,800	278,200	320,500
	28	166,000	217,100	242,000	279,100	321,900
	29	167,400	217,900	242,800	280,000	323,500
	30	168,800	219,100	244,000	281,100	324,700
	31	170,300	220,100	245,200	282,100	326,000
	32	171,800	220,900	246,300	283,100	327,200
	33	173,100	221,500	247,400	283,800	328,300
	34	174,800	222,500	248,400	284,700	329,200
	35	176,500	223,600	249,500	285,600	330,300
	36	178,200	224,700	250,500	286,700	331,400
	37	179,900	225,200	251,600	287,300	332,500
	38	181,300	226,300	252,500	288,200	333,600
	39	183,000	227,400	253,500	289,100	334,600
	40	184,500	228,400	254,500	290,000	335,600
	41	185,800	229,200	255,500	290,600	336,600
	42	187,200	230,200	256,700	291,600	337,600
	43	188,500	231,200	257,600	292,600	338,600
	44	189,900	232,100	258,900	293,500	339,600
	45	191,400	233,000	259,600	294,200	340,500
	46	192,700	233,900	260,600	295,100	341,500
	47	194,100	234,700	261,700	296,000	342,500
	48	195,500	235,400	262,600	296,900	343,500
	49	196,800	236,300	263,700	297,600	344,400

	50	197,900	237,300	264,700	298,200	345,300
	51	199,000	238,300	265,800	298,900	346,200
	52	200,200	239,300	266,500	299,700	347,000
	53	201,300	240,300	267,200	300,300	347,800
	54	202,400	241,300	268,000	301,100	348,600
	55	203,300	242,000	269,000	301,800	349,400
	56	204,400	242,700	270,000	302,500	350,100
	57	205,500	243,500	270,800	303,200	350,800
	58	206,400	244,400	271,800	303,900	351,600
	59	207,400	245,300	272,900	304,700	352,400
	60	208,400	246,000	273,900	305,400	353,100
	61	209,500	246,800	274,900	306,000	353,800
	62	210,400	247,600	276,000	306,700	354,500
	63	211,300	248,500	276,800	307,400	355,200
	64	212,200	249,200	277,900	308,100	355,900
	65	212,800	250,000	278,700	308,600	356,500
	66	213,600	250,600	279,500	309,100	357,000
	67	214,300	251,300	280,300	309,700	357,500
	68	215,000	251,800	281,100	310,300	358,000
再任用職員以外の職員	69	215,400	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	215,800	253,100	282,500	311,300	
	71	216,100	253,500	283,300	311,800	
	72	216,400	253,900	284,000	312,300	
	73	216,600	254,100	284,800	312,600	
	74	217,000	254,500	285,500	313,100	
	75	217,400	255,000	286,300	313,600	
	76	218,000	255,500	287,100	314,000	
	77	218,200	255,800	287,700	314,200	
	78	218,700	256,200	288,200	314,500	
	79	219,100	256,700	288,700	314,800	
	80	219,500	257,200	289,100	315,100	
	81	220,000	257,500	289,500	315,400	
	82	220,300	257,800	289,900	315,700	
	83	220,600	258,100	290,400	316,000	
	84	221,000	258,400	290,900	316,300	
	85	221,500	258,600	291,300	316,500	
	86	221,900	258,800	291,900	316,900	
	87	222,300	259,100	292,500	317,200	
	88	223,000	259,400	293,100	317,400	
	89	223,400	259,600	293,400	317,600	
	90	223,900	259,800	293,900	317,900	
	91	224,400	260,200	294,400	318,200	
	92	224,800	260,400	294,800	318,500	
	93	225,100	260,700	295,200	318,700	
	94	225,500	261,100	295,700	319,000	
	95	225,900	261,400	296,200	319,300	
	96	226,200	261,700	296,700	319,500	
	97	226,500	261,900	297,000	319,700	
	98	226,900	262,200	297,400	320,000	
	99	227,300	262,400	297,900	320,300	
	100	227,700	262,700	298,400	320,500	
	101	228,100	263,000	298,800	320,700	
	102	228,500	263,200	299,200		

	103	228,900	263,500	299,500		
	104	229,300	263,800	299,800		
	105	229,700	264,000	300,100		
	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で、規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	272,000	330,800	406,200	447,400
2	274,900	333,700	408,900	450,100
3	277,800	336,600	411,400	452,800
4	280,700	339,400	413,900	455,500
5	283,600	342,100	415,800	458,000
6	286,500	344,800	417,700	460,700
7	289,400	347,700	420,400	463,400
8	292,200	350,200	423,200	466,100
9	294,900	352,700	425,900	468,800
10	297,800	355,400	428,700	471,600
11	300,600	357,800	431,600	474,300

12	303,400	359,900	434,300	477,100
13	306,200	362,400	437,000	479,600
14	309,000	364,800	439,400	482,600
15	311,900	367,200	442,100	485,600
16	314,800	369,600	444,900	488,300
17	317,600	372,200	446,700	491,300
18	320,300	374,900	449,300	494,600
19	323,200	377,100	451,900	497,900
20	326,000	379,600	454,500	501,200
21	328,500	382,200	456,700	504,300
22	331,100	384,800	459,200	507,600
23	333,800	387,400	461,600	510,900
24	336,600	390,200	464,100	514,100
25	338,800	392,600	466,500	517,200

26	341,500	395,100	469,000	520,100		79		513,600	574,400	
27	343,900	397,800	471,400	523,000		80		515,200	575,900	
28	346,200	399,600	473,800	525,900		81		516,600	577,400	
29	348,500	401,400	476,300	528,500		82		518,200	578,900	
30	350,600	403,800	478,800	531,400		83		519,800	580,400	
31	353,000	406,500	481,300	534,100		84		521,400	581,900	
32	355,700	409,300	483,800	537,000		85		522,800	583,400	
33	358,000	412,000	486,300	539,800		86		524,400	584,800	
34	360,600	414,500	488,800	542,400		87		526,000	586,200	
35	363,100	416,800	491,300	544,900		88		527,600	587,600	
36	365,700	419,200	493,800	547,500		89		529,000	589,000	
37	368,200	421,300	496,100	550,200		90		530,500	590,400	
38	370,600	423,500	498,500	552,500		91		532,000	591,800	
39	373,200	426,000	501,000	554,900		92		533,500	593,200	
40	374,800	428,300	503,500	557,200		93		534,800	594,600	
41	376,200	430,700	505,800	559,600		94		536,300	595,900	
42	378,700	433,200	507,900	561,900		95		537,800	597,200	
43	381,200	435,400	510,300	564,300		96		539,300	598,500	
44	383,800	437,900	512,700	566,500		97		540,600	599,600	
45	386,000	440,300	514,700	568,900		98		541,900	600,900	
46	388,000	442,700	516,900	571,000		99		543,200	602,200	
47	390,200	445,200	519,000	573,100		100		544,500	603,500	
48	392,100	447,600	521,300	575,200		101		545,800	604,600	
49	394,300	449,800	523,400	577,100		102		547,100		
50	396,600	452,200	525,500	579,200		103		548,400		
51	398,900	454,700	527,700	581,300		104		549,700		
52	401,300	457,200	529,700	583,400		105		551,000		
53	403,700	459,500	531,600	585,300		106		552,200		
54	405,900	461,900	533,700	587,300		107		553,400		
55	408,100	464,300	535,800	589,300		108		554,600		
56	410,300	466,600	537,900	591,300		109		555,600		
57	412,400	469,000	540,000	593,100		110		556,800		
58	414,600	471,100	541,800	594,900		111		558,000		
59	416,800	473,400	543,600	596,700		112		559,200		
60	419,000	475,700	545,400	598,500		113		560,200		
61	421,100	477,900	547,100	600,100		114		561,200		
62	423,200	479,900	548,700	601,900		115		562,200		
63	425,200	481,800	550,300	603,700		116		563,200		
64	427,300	483,900	551,900	605,500		117		564,200		
65	429,500	486,200	553,400	607,100		118		565,200		
66	431,300	488,400	554,900	608,700		119		566,200		
67	433,100	490,600	556,400	610,300		120		567,200		
68	434,900	492,800	557,900	611,900		121		568,200		
69	436,500	495,000	559,400	613,500						
70	438,000	497,200	560,900	615,100						
71	439,500	499,400	562,400	616,700						
72	440,900	501,600	563,900	618,300						
73	442,300	503,800	565,400	619,900						
74		505,500	566,900	621,500						
75		507,200	568,400	623,100						
76		508,900	569,900	624,700						
77		510,400	571,400	626,300						
78		512,000	572,900							

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

第2条 職員給与条例の一部を次のように改正する。  
第7条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、60歳を超える職員（規則で定める職員を除く。）の昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。この場合において、昇給させるときの昇給の号給数は、前2項の規定にかかわらず、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第7条の2の見出しを「(定年前再任用短時間勤務職員の給料)」に改め、同条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」)を「職員定年等条例(昭和58年横須賀市条例第4号)第11条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」)に、「に掲げる給料月額」を「の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額」に改め、「又は第3項」を削る。

第12条第2項第2号及び第14条第2項中「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の3第2項各号列記以外の部分中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の4第1号中「法」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)」に改める。

第18条の6第2項後段中「6月に支給する場合においては100分の95(再任用職員にあっては100分の45)、12月に支給する場合においては100分の105(再任用職員にあっては100分の50)」を「100分の100(定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の47.5)」に、「6月に支給する場合においては100分の115、12月に支給する場合においては100分の125」を「100分の120」に改める。

第18条の7中「前2条」を「第18条の3及び前条」に改める。

第18条の9(見出しを含む。)中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第18条の10の見出し中「適用除外」を「適用除外等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第7条の2、第12条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。この場合において、第7条の2中「第2条第2項」とあるのは、「第2条第3項」とする。

附則第37項の表以外の部分中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項の表再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	255,200	274,600

附則第39項を附則第47項とし、附則第38項の次に次の8項を加える。

39 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第41項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条の規定により当該職員の属する職務の級及び第6条の2から第7条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額(給料の切換えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、給料月額とは異なる給料として支給する額の定めがある場合は、当該支給する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

40 前項の規定は、次に掲げる職員については、適用しない。

(1) 臨時に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

(2) 職員定年等条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第50号)第1条の規定による改正前の職員定年等条例第2条ただし書に規定する者に相当する職員

(3) 職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第3条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

(4) 職員定年等条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定

により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員

41 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第43項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第39項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けている給料月額(給料の切換えに伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、給料月額とは異なる給料として支給する額)に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第39項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

42 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

43 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第39項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第41項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

44 附則第41項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第39項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

45 附則第41項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第41項、第43項又は第44項の規定による給料の額との合計額」とする。

46 附則第39項から前項までに定めるもののほか、附則第39項の規定による給料月額、附則第41項の規定による給料その他の附則第39項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に、

325,700	347,200
328,400	349,900
331,100	352,600
333,800	355,400
336,400	358,000
339,100	360,800
341,800	363,500
344,600	366,300
347,200	368,900
349,900	371,700
352,600	374,300
355,400	377,100

358,000		379,600			451,200		461,000	
360,800		382,200			452,600		461,800	
363,500		384,700			454,100		462,500	
366,300		387,300			455,500		463,200	
368,900		389,600			456,800		464,000	
371,700		392,100			458,100		464,700	
374,300		394,500			459,300		465,300	
377,100		397,000			460,300		465,800	
379,600		399,400			461,000		466,400	
382,200		402,000			461,800		467,000	
384,700		404,400			462,500		467,600	
387,300		406,800			463,200		468,100	
389,600		409,100			464,000		468,600	
392,100		411,500			464,700		469,000	
394,500		414,000			465,300		469,300	
397,000		416,400			465,800		469,600	
399,400		418,300			466,400		469,900	
402,000		420,600			467,000		470,200	
404,400		422,700			467,600		470,500	
406,800		424,900			468,100		470,800	
409,100		426,900			468,600		471,100	
411,500		429,000			469,000		471,400	
414,000		431,100			469,300		471,700	
416,400		433,200			469,600		472,000	
418,300		434,900			469,900		472,300	
420,600		436,700			470,200		472,600	
422,700		438,700			470,500		472,900	
424,900		440,700			470,800		473,200	
426,900		442,600			471,100		473,500	
429,000		444,400			471,400		473,800	
431,100		446,200			471,700		474,100	
433,200		447,900			472,000		474,400	
434,900		449,700			472,300			
436,700		451,200			472,600			
438,700		452,600			472,900			
440,700	を	454,100	に改め、同表再任用職員		473,200			
442,600		455,500			473,500			
444,400		456,800			473,800			
446,200		458,100			474,100			
447,900		459,300			474,400			
449,700		460,300						

の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

別表第2 再任用職員以外の職員の項中「再任用職員以外」を「定年前再任用短時間勤務職員以外」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

間勤務職員	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)  
第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年）

横須賀市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「375,000」を「376,000」に改める。

附則第3項中「100分の162.5」を「6月1日在職する職員に支給する場合においては100分の162.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の67.5)、12月1日在職する職員に支給する場合においては100分の167.5(再任用職員にあっては100分の67.5)」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則第3項中「6月1日在職する職員に支給する場合においては100分の162.5」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の67.5)、12月1日在職する職員に支給する場合においては100分の167.5(再任用職員にあっては100分の67.5)」を「100分の165」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条(職員給与条例第18条の7の改正規定を除く。)、第4条及び附則第4項から第14項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員給与条例(次項において「改正後の職員給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例(次項において「改正後の任期付職員条例」という。)は、令和4年4月1日から適用する。

3 改正後の職員給与条例の規定又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与条例の規定又は第3条の規定による改正前的一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

4 第2条の規定による改正後の職員給与条例(以下「改正後の条例」という。)附則第39項から第46項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項又は職員定年等条例等の一部を改正する条例(令和4年横須賀市条例第50号。以下「令和4年改正条例」という。)附則第2項の規定により勤務している職員には、適用しない。

5 令和4年改正条例附則第5項又は第6項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第7条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下単に「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条に規定する給料表(改正後の条例附則第37項に規定する職員にあっては、同項の表に規定する給料表)の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第5条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

6 令和4年改正条例附則第22項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下単に「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第4条に規定する給料表(改正後の条例附則第37項に

規定する職員にあっては、同項の表に規定する給料表)の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、改正後の条例第5条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、令和4年改正条例附則第26項の規定により適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年横須賀市条例第9号)第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

7 暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第12条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

8 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第18条の3第2項、第18条の6第2項及び第18条の9の規定を適用する。

9 附則第5項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員の給与に関し必要な事項は、規則で定める。

10 附則第1項ただし書に規定する日(以下この項において「切替日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の職員給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって、当該職員の属する職務の級が7級であるものの切替日における号給は、市長が定める。

11 職員給与条例の一部を改正する条例(平成17年横須賀市条例第73号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「第7条の2及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

12 職員給与条例等の一部を改正する条例(平成19年横須賀市条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第8項及び第13項中「第7条の2及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

13 職員給与条例等の一部を改正する条例(平成20年横須賀市条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第7条の2及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

14 職員給与条例等の一部を改正する条例(平成28年横須賀市条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第7条の2及び」を削り、「これらの規定」を「同項」に改める。

~~~~~  
市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月19日

横須賀市長 上地 克明

#### 横須賀市条例第54号

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例(昭和30年横須賀市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第3条第1項関係)

#### 教 育 职 給 料 表

| 職員の区分<br>号給 | 職務の級 | 1 級     | 2 級     | 3 級     | 4 級     | 5 級     |
|-------------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
|             |      | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    | 給料月額    |
|             | 1    | 164,400 | 180,200 | 257,000 | 296,000 | 406,700 |
|             | 2    | 165,900 | 182,300 | 259,400 | 298,600 | 408,200 |
|             | 3    | 167,400 | 184,400 | 261,900 | 301,400 | 409,700 |
|             | 4    | 168,900 | 186,600 | 264,100 | 303,800 | 411,200 |
|             | 5    | 170,500 | 188,600 | 266,600 | 306,300 | 412,600 |

|  |    |         |         |         |         |         |
|--|----|---------|---------|---------|---------|---------|
|  | 6  | 172,400 | 190,600 | 268,900 | 308,400 | 414,000 |
|  | 7  | 174,200 | 192,700 | 271,100 | 310,700 | 415,500 |
|  | 8  | 176,000 | 194,800 | 273,200 | 312,800 | 417,100 |
|  | 9  | 177,700 | 197,000 | 275,300 | 314,900 | 418,500 |
|  | 10 | 179,800 | 199,600 | 277,500 | 317,200 | 419,900 |
|  | 11 | 181,800 | 202,200 | 279,600 | 319,600 | 421,300 |
|  | 12 | 183,700 | 204,800 | 281,500 | 322,100 | 422,600 |
|  | 13 | 185,600 | 207,400 | 283,800 | 324,500 | 423,900 |
|  | 14 | 187,700 | 209,100 | 285,500 | 326,400 | 425,300 |
|  | 15 | 189,800 | 210,700 | 287,400 | 328,300 | 426,700 |
|  | 16 | 191,900 | 212,400 | 289,200 | 330,400 | 428,100 |
|  | 17 | 194,100 | 214,200 | 290,600 | 332,200 | 429,300 |
|  | 18 | 196,400 | 215,800 | 292,700 | 334,400 | 430,600 |
|  | 19 | 198,900 | 217,500 | 294,700 | 336,500 | 431,800 |
|  | 20 | 201,200 | 219,100 | 296,900 | 338,500 | 433,100 |
|  | 21 | 203,600 | 220,900 | 298,900 | 340,600 | 434,200 |
|  | 22 | 205,200 | 222,800 | 301,300 | 342,400 | 435,400 |
|  | 23 | 206,900 | 224,700 | 303,500 | 344,200 | 436,700 |
|  | 24 | 208,600 | 226,600 | 306,100 | 345,800 | 438,000 |
|  | 25 | 210,100 | 228,100 | 308,300 | 347,500 | 439,300 |
|  | 26 | 211,600 | 230,100 | 310,700 | 349,300 | 440,500 |
|  | 27 | 213,300 | 232,100 | 313,000 | 351,200 | 441,500 |
|  | 28 | 214,900 | 234,100 | 315,200 | 353,100 | 442,600 |
|  | 29 | 216,400 | 235,900 | 317,300 | 354,900 | 443,900 |
|  | 30 | 218,100 | 238,600 | 319,100 | 356,700 | 445,000 |
|  | 31 | 219,800 | 241,300 | 320,700 | 358,400 | 446,200 |
|  | 32 | 221,500 | 244,000 | 322,300 | 360,300 | 447,300 |
|  | 33 | 222,900 | 246,600 | 324,200 | 361,600 | 448,500 |
|  | 34 | 224,700 | 249,400 | 326,300 | 363,300 | 449,400 |
|  | 35 | 226,500 | 252,000 | 328,400 | 364,800 | 450,300 |
|  | 36 | 228,200 | 254,700 | 330,400 | 366,600 | 451,000 |
|  | 37 | 229,700 | 257,000 | 332,500 | 368,500 | 451,800 |
|  | 38 | 231,500 | 259,400 | 334,600 | 370,000 | 452,600 |
|  | 39 | 233,300 | 261,900 | 336,800 | 371,300 | 453,400 |
|  | 40 | 235,100 | 264,100 | 339,000 | 372,900 | 454,200 |
|  | 41 | 236,800 | 266,600 | 340,700 | 374,000 | 455,100 |
|  | 42 | 238,500 | 268,900 | 342,900 | 375,400 | 455,900 |
|  | 43 | 240,100 | 271,100 | 344,900 | 376,800 | 456,700 |
|  | 44 | 241,700 | 273,200 | 347,100 | 378,300 | 457,500 |
|  | 45 | 242,900 | 275,300 | 348,900 | 379,700 | 458,400 |
|  | 46 | 244,200 | 277,500 | 350,800 | 381,300 | 459,200 |
|  | 47 | 245,500 | 279,600 | 352,800 | 382,900 | 460,000 |
|  | 48 | 246,600 | 281,500 | 354,800 | 384,400 | 460,800 |
|  | 49 | 247,900 | 283,800 | 356,400 | 385,800 | 461,700 |
|  | 50 | 249,300 | 285,500 | 358,300 | 387,300 | 462,500 |
|  | 51 | 250,500 | 287,400 | 360,100 | 388,800 | 463,300 |
|  | 52 | 251,900 | 289,200 | 362,000 | 390,200 | 464,100 |
|  | 53 | 253,000 | 290,600 | 363,800 | 391,400 | 465,000 |
|  | 54 | 254,200 | 292,700 | 365,500 | 392,700 | 465,800 |
|  | 55 | 255,500 | 294,700 | 367,200 | 393,800 | 466,600 |
|  | 56 | 256,500 | 296,900 | 368,800 | 394,900 | 467,400 |
|  | 57 | 257,800 | 298,900 | 370,300 | 396,300 | 468,300 |
|  | 58 | 258,500 | 301,300 | 371,800 | 397,500 |         |

|                    |     |         |         |         |         |  |
|--------------------|-----|---------|---------|---------|---------|--|
|                    | 59  | 259,600 | 303,500 | 373,300 | 398,700 |  |
|                    | 60  | 260,600 | 306,100 | 374,700 | 400,000 |  |
|                    | 61  | 261,700 | 308,300 | 375,800 | 401,200 |  |
|                    | 62  | 262,600 | 310,700 | 377,200 | 402,200 |  |
|                    | 63  | 263,700 | 313,000 | 378,600 | 403,600 |  |
|                    | 64  | 264,500 | 315,200 | 379,900 | 404,900 |  |
|                    | 65  | 265,800 | 317,300 | 381,200 | 406,100 |  |
|                    | 66  | 267,200 | 319,100 | 382,500 | 407,200 |  |
|                    | 67  | 268,600 | 320,700 | 383,700 | 408,400 |  |
|                    | 68  | 270,200 | 322,300 | 385,000 | 409,500 |  |
|                    | 69  | 271,500 | 324,200 | 386,300 | 410,500 |  |
|                    | 70  | 272,800 | 326,300 | 387,400 | 411,500 |  |
|                    | 71  | 274,100 | 328,400 | 388,700 | 412,500 |  |
|                    | 72  | 275,400 | 330,400 | 389,900 | 413,500 |  |
|                    | 73  | 276,400 | 332,500 | 391,300 | 414,500 |  |
|                    | 74  | 277,600 | 334,600 | 392,300 | 415,200 |  |
|                    | 75  | 278,900 | 336,800 | 393,400 | 415,900 |  |
|                    | 76  | 279,900 | 339,000 | 394,400 | 416,600 |  |
|                    | 77  | 280,800 | 340,700 | 395,300 | 417,300 |  |
|                    | 78  | 281,800 | 342,600 | 396,300 | 418,000 |  |
|                    | 79  | 282,800 | 344,300 | 397,400 | 418,700 |  |
|                    | 80  | 283,800 | 346,100 | 398,500 | 419,400 |  |
|                    | 81  | 284,900 | 347,900 | 399,200 | 420,200 |  |
|                    | 82  | 286,100 | 349,700 | 400,100 | 420,900 |  |
|                    | 83  | 287,300 | 351,100 | 401,000 | 421,600 |  |
|                    | 84  | 288,500 | 352,900 | 401,900 | 422,300 |  |
|                    | 85  | 289,500 | 354,100 | 402,700 | 422,900 |  |
|                    | 86  | 290,600 | 355,700 | 403,600 | 423,400 |  |
|                    | 87  | 291,600 | 357,200 | 404,400 | 424,000 |  |
|                    | 88  | 292,800 | 358,700 | 405,200 | 424,700 |  |
|                    | 89  | 293,900 | 360,000 | 405,800 | 425,400 |  |
|                    | 90  | 295,000 | 361,300 | 406,500 | 426,000 |  |
|                    | 91  | 296,200 | 362,700 | 407,200 | 426,700 |  |
|                    | 92  | 297,400 | 364,100 | 407,900 | 427,200 |  |
| 再任用教育職員<br>以外の教育職員 | 93  | 297,900 | 365,600 | 408,500 | 427,600 |  |
|                    | 94  | 298,900 | 366,900 | 409,300 | 428,200 |  |
|                    | 95  | 300,000 | 368,200 | 410,000 | 428,800 |  |
|                    | 96  | 301,200 | 369,400 | 410,800 | 429,400 |  |
|                    | 97  | 302,200 | 370,400 | 411,500 | 429,800 |  |
|                    | 98  | 303,300 | 371,400 | 412,300 | 430,400 |  |
|                    | 99  | 304,300 | 372,400 | 413,100 | 431,000 |  |
|                    | 100 | 305,400 | 373,400 | 413,900 | 431,600 |  |
|                    | 101 | 306,300 | 374,300 | 414,500 | 432,000 |  |
|                    | 102 | 307,400 | 375,300 | 415,200 | 432,600 |  |
|                    | 103 | 308,500 | 376,300 | 415,900 | 433,200 |  |
|                    | 104 | 309,500 | 377,300 | 416,600 | 433,800 |  |
|                    | 105 | 310,100 | 378,100 | 417,400 | 434,200 |  |
|                    | 106 | 311,000 | 379,000 | 418,100 | 434,800 |  |
|                    | 107 | 311,800 | 379,900 | 418,800 | 435,400 |  |
|                    | 108 | 312,600 | 380,900 | 419,600 | 436,000 |  |
|                    | 109 | 313,500 | 381,700 | 420,200 | 436,400 |  |
|                    | 110 | 313,900 | 382,700 | 420,700 | 437,000 |  |
|                    | 111 | 314,300 | 383,700 | 421,200 | 437,600 |  |

|  |     |         |         |         |         |  |
|--|-----|---------|---------|---------|---------|--|
|  | 112 | 314,800 | 384,700 | 421,800 | 438,200 |  |
|  | 113 | 315,400 | 385,300 | 422,300 | 438,600 |  |
|  | 114 | 315,800 | 386,200 | 422,800 | 439,200 |  |
|  | 115 | 316,300 | 387,100 | 423,300 | 439,800 |  |
|  | 116 | 316,800 | 388,000 | 423,800 | 440,400 |  |
|  | 117 | 317,400 | 388,800 | 424,400 | 440,800 |  |
|  | 118 | 317,900 | 389,500 | 424,900 | 441,400 |  |
|  | 119 | 318,300 | 390,300 | 425,400 | 442,000 |  |
|  | 120 | 318,800 | 391,100 | 425,900 | 442,600 |  |
|  | 121 | 319,300 | 391,700 | 426,500 | 443,000 |  |
|  | 122 | 319,700 | 392,500 | 427,000 |         |  |
|  | 123 | 320,200 | 393,200 | 427,500 |         |  |
|  | 124 | 320,700 | 393,900 | 428,000 |         |  |
|  | 125 | 321,300 | 394,500 | 428,600 |         |  |
|  | 126 | 321,600 | 395,200 | 429,100 |         |  |
|  | 127 | 321,900 | 395,700 | 429,600 |         |  |
|  | 128 | 322,200 | 396,300 | 430,100 |         |  |
|  | 129 | 322,400 | 397,000 | 430,700 |         |  |
|  | 130 | 322,700 | 397,600 | 431,200 |         |  |
|  | 131 | 323,000 | 398,100 | 431,700 |         |  |
|  | 132 | 323,300 | 398,600 | 432,200 |         |  |
|  | 133 | 323,500 | 398,900 | 432,800 |         |  |
|  | 134 | 323,700 | 399,500 | 433,300 |         |  |
|  | 135 | 323,900 | 400,100 | 433,800 |         |  |
|  | 136 | 324,200 | 400,700 | 434,300 |         |  |
|  | 137 | 324,500 | 401,200 | 434,900 |         |  |
|  | 138 | 324,700 | 401,800 |         |         |  |
|  | 139 | 325,000 | 402,400 |         |         |  |
|  | 140 | 325,300 | 403,000 |         |         |  |
|  | 141 | 325,500 | 403,400 |         |         |  |
|  | 142 | 325,700 | 404,000 |         |         |  |
|  | 143 | 326,000 | 404,500 |         |         |  |
|  | 144 | 326,200 | 405,100 |         |         |  |
|  | 145 | 326,500 | 405,500 |         |         |  |
|  | 146 | 326,700 | 406,100 |         |         |  |
|  | 147 | 327,000 | 406,600 |         |         |  |
|  | 148 | 327,300 | 407,200 |         |         |  |
|  | 149 | 327,500 | 407,600 |         |         |  |
|  | 150 | 327,700 | 408,100 |         |         |  |
|  | 151 | 328,000 | 408,600 |         |         |  |
|  | 152 | 328,300 | 409,100 |         |         |  |
|  | 153 | 328,500 | 409,700 |         |         |  |
|  | 154 | 328,800 | 410,200 |         |         |  |
|  | 155 | 329,100 | 410,700 |         |         |  |
|  | 156 | 329,400 | 411,200 |         |         |  |
|  | 157 | 329,600 | 411,800 |         |         |  |
|  | 158 | 329,800 | 412,300 |         |         |  |
|  | 159 | 330,100 | 412,800 |         |         |  |
|  | 160 | 330,400 | 413,300 |         |         |  |
|  | 161 | 330,600 | 413,900 |         |         |  |
|  | 162 | 330,800 | 414,400 |         |         |  |
|  | 163 | 331,100 | 414,900 |         |         |  |
|  | 164 | 331,400 | 415,400 |         |         |  |

|         |     |         |         |         |         |         |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
|         | 165 | 331,600 | 416,000 |         |         |         |
|         | 166 |         | 416,500 |         |         |         |
|         | 167 |         | 417,000 |         |         |         |
|         | 168 |         | 417,500 |         |         |         |
|         | 169 |         | 418,100 |         |         |         |
|         | 170 |         | 418,600 |         |         |         |
|         | 171 |         | 419,100 |         |         |         |
|         | 172 |         | 419,600 |         |         |         |
|         | 173 |         | 420,200 |         |         |         |
|         | 174 |         | 420,700 |         |         |         |
|         | 175 |         | 421,200 |         |         |         |
|         | 176 |         | 421,700 |         |         |         |
|         | 177 |         | 422,300 |         |         |         |
|         | 178 |         | 422,800 |         |         |         |
|         | 179 |         | 423,300 |         |         |         |
|         | 180 |         | 423,800 |         |         |         |
|         | 181 |         | 424,400 |         |         |         |
|         | 182 |         | 424,900 |         |         |         |
|         | 183 |         | 425,400 |         |         |         |
|         | 184 |         | 425,900 |         |         |         |
|         | 185 |         | 426,500 |         |         |         |
| 再任用教育職員 |     | 234,000 | 274,300 | 296,600 | 324,400 | 405,200 |

別表第2 (第3条第1項関係)  
中学校任期付教育職給料表

| 号 紙 | 給 料 月 額 |
|-----|---------|
| 1   | 180,200 |
| 2   | 182,300 |
| 3   | 184,400 |
| 4   | 186,600 |
| 5   | 188,600 |
| 6   | 190,600 |
| 7   | 192,700 |
| 8   | 194,800 |
| 9   | 197,000 |
| 10  | 199,600 |
| 11  | 202,200 |
| 12  | 204,800 |
| 13  | 207,400 |
| 14  | 209,100 |
| 15  | 210,700 |
| 16  | 212,400 |
| 17  | 214,200 |
| 18  | 215,800 |
| 19  | 217,500 |
| 20  | 219,100 |
| 21  | 220,900 |
| 22  | 222,800 |
| 23  | 224,700 |
| 24  | 226,600 |
| 25  | 228,100 |
| 26  | 230,100 |

|    |         |
|----|---------|
| 27 | 232,100 |
| 28 | 234,100 |
| 29 | 235,900 |
| 30 | 238,600 |
| 31 | 241,300 |
| 32 | 244,000 |
| 33 | 246,600 |
| 34 | 249,400 |
| 35 | 252,000 |
| 36 | 254,700 |
| 37 | 257,000 |
| 38 | 259,400 |
| 39 | 261,900 |
| 40 | 264,100 |
| 41 | 266,600 |
| 42 | 268,900 |
| 43 | 271,100 |
| 44 | 273,200 |
| 45 | 275,300 |
| 46 | 277,500 |
| 47 | 279,600 |
| 48 | 281,500 |
| 49 | 283,800 |
| 50 | 285,500 |
| 51 | 287,400 |
| 52 | 289,200 |
| 53 | 290,600 |
| 54 | 292,700 |
| 55 | 294,700 |

|     |         |  |     |         |
|-----|---------|--|-----|---------|
| 56  | 296,900 |  | 109 | 381,700 |
| 57  | 298,900 |  | 110 | 382,700 |
| 58  | 301,300 |  | 111 | 383,700 |
| 59  | 303,500 |  | 112 | 384,700 |
| 60  | 306,100 |  | 113 | 385,300 |
| 61  | 308,300 |  | 114 | 386,200 |
| 62  | 310,700 |  | 115 | 387,100 |
| 63  | 313,000 |  | 116 | 388,000 |
| 64  | 315,200 |  | 117 | 388,800 |
| 65  | 317,300 |  | 118 | 389,500 |
| 66  | 319,100 |  | 119 | 390,300 |
| 67  | 320,700 |  | 120 | 391,100 |
| 68  | 322,300 |  | 121 | 391,700 |
| 69  | 324,200 |  | 122 | 392,500 |
| 70  | 326,300 |  | 123 | 393,200 |
| 71  | 328,400 |  | 124 | 393,900 |
| 72  | 330,400 |  | 125 | 394,500 |
| 73  | 332,500 |  | 126 | 395,200 |
| 74  | 334,600 |  | 127 | 395,700 |
| 75  | 336,800 |  | 128 | 396,300 |
| 76  | 339,000 |  | 129 | 397,000 |
| 77  | 340,700 |  | 130 | 397,600 |
| 78  | 342,600 |  | 131 | 398,100 |
| 79  | 344,300 |  | 132 | 398,600 |
| 80  | 346,100 |  | 133 | 398,900 |
| 81  | 347,900 |  | 134 | 399,500 |
| 82  | 349,700 |  | 135 | 400,100 |
| 83  | 351,100 |  | 136 | 400,700 |
| 84  | 352,900 |  | 137 | 401,200 |
| 85  | 354,100 |  | 138 | 401,800 |
| 86  | 355,700 |  | 139 | 402,400 |
| 87  | 357,200 |  | 140 | 403,000 |
| 88  | 358,700 |  | 141 | 403,400 |
| 89  | 360,000 |  | 142 | 404,000 |
| 90  | 361,300 |  | 143 | 404,500 |
| 91  | 362,700 |  | 144 | 405,100 |
| 92  | 364,100 |  | 145 | 405,500 |
| 93  | 365,600 |  | 146 | 406,100 |
| 94  | 366,900 |  | 147 | 406,600 |
| 95  | 368,200 |  | 148 | 407,200 |
| 96  | 369,400 |  | 149 | 407,600 |
| 97  | 370,400 |  | 150 | 408,100 |
| 98  | 371,400 |  | 151 | 408,600 |
| 99  | 372,400 |  | 152 | 409,100 |
| 100 | 373,400 |  | 153 | 409,700 |
| 101 | 374,300 |  | 154 | 410,200 |
| 102 | 375,300 |  | 155 | 410,700 |
| 103 | 376,300 |  | 156 | 411,200 |
| 104 | 377,300 |  | 157 | 411,800 |
| 105 | 378,100 |  | 158 | 412,300 |
| 106 | 379,000 |  | 159 | 412,800 |
| 107 | 379,900 |  | 160 | 413,300 |
| 108 | 380,900 |  |     |         |

|     |         |
|-----|---------|
| 161 | 413,900 |
| 162 | 414,400 |
| 163 | 414,900 |
| 164 | 415,400 |
| 165 | 416,000 |
| 166 | 416,500 |
| 167 | 417,000 |
| 168 | 417,500 |
| 169 | 418,100 |
| 170 | 418,600 |
| 171 | 419,100 |
| 172 | 419,600 |
| 173 | 420,200 |
| 174 | 420,700 |
| 175 | 421,200 |
| 176 | 421,700 |
| 177 | 422,300 |
| 178 | 422,800 |
| 179 | 423,300 |
| 180 | 423,800 |
| 181 | 424,400 |
| 182 | 424,900 |
| 183 | 425,400 |
| 184 | 425,900 |
| 185 | 426,500 |

第2条 市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削り、同条第4項中「法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員（以下「短時間勤務教育職員」という。）の給料月額は、前項の規定による」を「職員定年等条例（昭和58年横須賀市条例第4号）第11条の規定により採用された教育職員（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務教育職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた」に、「当該者」を「当該定年前再任用短時間勤務教育職員」に改め、同項を同条第3項とする。

第3条の6第3項中「再任用短時間勤務教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に、「当該職員」を「当該定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附則第7項を附則第14項とし、附則第6項の次に次の7項を加える。

#### （給料月額等に関する特例）

7 当分の間、教育職員の給料月額は、当該教育職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第3条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級及び当該職員の受けける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

8 前項の規定は、次に掲げる教育職員については、適用しない。

(1) 職員定年等条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している教育職員（同条例第3条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教育職員を除

く。）

(2) 職員定年等条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める教育職員

9 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教育職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第11項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該教育職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教育職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教育職員には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該教育職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教育職員の受ける給料月額との合計額が第3条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第3条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教育職員の受ける給料月額」とする。

11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教育職員（附則第7項の規定の適用を受ける教育職員に限り、附則第9項に規定する教育職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される教育職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける教育職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される教育職員との権衡上必要があると認められる教育職員には、当分の間、当該教育職員の受ける給料月額のほか、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

13 附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、職員給与条例の規定の適用を受ける職員の給与の例による。

別表第1再任用教育職員以外の教育職員の項中「再任用教育職員以外」を「定年前再任用短時間勤務教育職員以外」に改め、同表再任用教育職員の項を次のように改める。

| 定年前<br>再任用<br>短時間<br>勤務教<br>育職員 | 基準給料<br>月額   | 基準給料<br>月額   | 基準給料<br>月額   | 基準給料<br>月額   | 基準給料<br>月額   |
|---------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
|                                 | 円<br>234,000 | 円<br>274,300 | 円<br>296,600 | 円<br>324,400 | 円<br>405,200 |

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第8項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の教育職員給与条例」という。）は、令和4年4月1日から適用する。

3 改正後の教育職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例の規定に基づいて令和4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支給された給与は、改正後の教

- 育員給与条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 第2条の規定による改正後の市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）附則第7項から第13項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第3条第5項又は職員定年等条例等の一部を改正する条例（令和4年横須賀市条例第50号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第2項の規定により勤務している教育職員には、適用しない。
- 5 令和4年改正条例附則第5項又は第6項の規定により採用された教育職員（以下「暫定再任用教育職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用教育職員が改正後の条例第3条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員（以下単に「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）であるものとした場合に適用される同条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用教育職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 6 令和4年改正条例附則第22項に規定する暫定再任用短時間勤務職員である教育職員（以下「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。）の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額に、令和4年改正条例附則第26項の規定により適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年横須賀市条例第9号）第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教育職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 7 暫定再任用短時間勤務教育職員については、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の条例第3条の6第3項の規定を適用する。
- 8 附則第4項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用教育職員及び暫定再任用短時間勤務教育職員の給与に関し必要な事項は、職員給与条例の規定の適用を受ける職員の給与の例による。